

九州電力株式会社
玄海原子力発電所第4号機
使用前検査実施要領書

要領書番号：原規規収第2111152号

令和3年12月

原子力規制委員会

検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の工事の工程において、原子力発電工作物が、認可された工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しているものであることを確認するものである。

適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号に規定する事項について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号に規定する事項については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11第3項の規定に基づく使用前事業者検査についての確認をもって適合しているものとみなす。

検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

検査範囲

1. 検査対象設備及び範囲

原子力設備

原子炉冷却系統設備

計測制御系統設備

原子炉格納施設

2. 工事計画認可・届出関係

認可番号 (認可年月日)
原規規発第 1911283 号、20191009 保第 22 号 (令和元年 1 1 月 2 8 日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。使用前検査成績書の「2 検査申請」に申請番号(変更申請番号を含む。)を記載する。
- b 検査をする工事の工程及び期日が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の認可番号の記載が適切であることを確認する。

2 検査手順

原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 1 1 第 3 項の規定に基づく使用前事業者検査についての確認が終了していること及び電気事業法に基づき認可された工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき認可された設計及び工事の計画の内容と同一であることを確認する。

判定基準

工事が電気事業法に基づき認可された工事計画に従って行われたものであること。

九州電力株式会社
玄海原子力発電所第4号機
使用前検査成績書

要領書番号：原規規収第2111152号

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

1. 発電所名 九州電力株式会社 玄海原子力発電所第4号機
2. 検査申請 使用前検査申請番号
3. 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
4. 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
九州電力株式会社 玄海原子力発電所
佐賀県東松浦郡玄海町大字今村
5. 検査範囲
原子力設備
原子炉冷却系統設備
計測制御系統設備
原子炉格納施設
6. 検査結果 検査結果一覧表のとおり

検査結果一覧表

工事の工程	検査結果	電気工作物検査官
一 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時		年 月 日
五 工事の計画に係る全ての工事が完了した時		

7. 特記事項